

布告百官、咸令知聞、

〔續日本紀十〕聖武神龜五年九月丙午、皇太子薨、

〔大鏡清一〕このみかどは、嘉祥三年三月廿五日、母かたの御おほちおほきおどりの小一條のいへにて父みかどの位につかせたまひて五日といふ日、生れ給へり、略中やがて生れたまへる歳の十一月廿日東宮にたち給ひて、天安二年八月廿七日、御歳九歳にて位につかせ給ふ也、

〔大鏡陽一〕このみかど貞觀十一年二月一日、二歳にて東宮にたせ給ひて、同十八年十一月十一日につかせ給ふ、

〔日本紀略一〕延喜四年二月十日乙亥、今上第二子崇象親王爲皇太子、略中太子年二、

○按ズルニ、崇象親王ハ、後ニ御名ヲ保明ト改メラル、

〔榮花物語月一〕天曆四年五月廿四日に、九條殿の女御男みこ泉冷うみ奉り給つ、略中はかなう御いかなど過もていきて、むまれ給て三月といふに、七月廿三日に東宮にたせ給ひぬ、

〔百練抄五〕堀河康和五年八月十七日、立第一親王宗仁鳥爲皇太子、一歳去正一歳立坊、清和冷泉二代之例也、

○按ズルニ、聖武天皇ノ皇子ノ如キ、亦一歳立坊ノ例ナリ、然レドモ立坊後間モナク薨去アリシユエ、コヽニハ數ヘザルモノナラン、

〔皇代記近衛〕保延五年五月十八日丁酉、酉時降誕、八月十七日甲子、立爲太子、一歳

〔皇年代略記安徳〕治承二年戊戌十一月十二日誕生、十二月十五日甲辰立太子、一

〔玉海〕治承二年十一月廿八日丁亥、早旦頭中將定能來云、去夜亥終許自院白河有急召、即以馳參、時忠卿候御前、仰云、立坊事二歳三歳共以其例不快、今年被遂行如何、且被仰關白可有其沙汰之由、只今參内早可奏聞者、即參内奏聞之處、可仰關白云云、向彼亭仰此狀、被申云、如被仰下二三歳共不吉、